

外国人の方へ!!

外国人住民にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。

外国人住民の 住民基本台帳制度 がスタートします!!

2012年7月
施行予定

《外国人登録法は廃止になります》

外国人住民の方の利便性が向上します!

- 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書(住民票の写しなど)が、発行可能になります。
- 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされ、従来に比べて届出の簡素化が図られます。
- 在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみへの届出で済みます。

住民票が作成される方

- 中長期在留者(在留カード交付対象者)
- 特別永住者(特別永住者証明書交付対象者)
- 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

新制度への円滑な移行を図るために…

2012年5月頃に、外国人登録原票を備えている市町村において、外国人住民の仮住民票を作成し、その内容をご本人に通知しますので、ご確認ください。